

議案第 20 号

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例

桐生市印鑑条例(昭和50年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行する。

議案説明

議案第20号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

電気通信事業法の一部改正に伴い、条例中の文言整理を行うものです。